



滑川町マスコットキャラクター
ターナちゃん



滑川町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度



平成 27 年 3 月

滑 川 町

はじめに

近年、少子高齢化・家族形態の変化、就労の多様化、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

こうした中、本町では、平成 17 年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「滑川町次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、平成 22 年には「滑川町次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、社会全体で子育てができる環境づくりとして「子どもと親と地域が育つ笑顔あふれるまち」づくりを推進してきました。

このたび、これまでの子ども・子育て支援における課題や待機児童問題などの解消を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本として、すべての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障する、子ども・子育て関連 3 法が平成 24 年 8 月に成立しました。

本町では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」にもとづく、子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援のニーズを反映した平成 27 年度から 5 年を 1 期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後とも、町民の皆様には、滑川町が、地域社会全体で子どもやその保護者を温かい目で見守り応援し、「子育てナンバーワン」の町となるよう、本計画についてご理解をいただくとともに、その推進にあたって一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました、「滑川町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」の皆様はじめ、「滑川町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」「パブリックコメント」などにご協力いただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 27 年 3 月

滑川町長 吉田 昇



もくじ

I	子ども・子育て支援事業計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	3
II	滑川町の現状と課題	4
1	人口等の推移	4
2	家族や地域の状況	8
3	子育て支援サービス等の状況	14
4	調査結果概要	17
III	計画の基本的な考え方	24
1	計画の基本理念	24
2	計画の基本的視点	25
3	計画全体の評価指標	25
IV	教育・保育、地域子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	26
1	子ども・子育て支援新制度の概要	26
2	教育・保育提供区域	29
3	児童数の推計	30
4	教育・保育の量の見込みと確保方策	31
5	地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	34
V	施策目標と個別施策	44
1	地域における子育て支援の充実	44
2	母と子の健康の確保と増進	47
3	子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備	50
4	子育てを支援する生活環境の整備	52
5	職業生活と家庭生活との両立の推進	53
6	子ども等の安全の確保	54
7	要保護児童への対応	56

VI	計画の推進体制	58
1	推進体制の充実	58
2	教育・保育の一体的提供と体制の確保.....	59
VII	資料編.....	60

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成元年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）が統計史上最低の1.57となり、その後も少子化は進行しています。平成24年の合計特殊出生率は1.41で、平成23年の1.39より若干上昇しているものの、人口を維持するのに必要な水準（2.07）を大きく下回っています。

少子化の背景には、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用者の増加、子育てに対する精神的・肉体的負担感、教育費、医療費等の経済的負担感、さらには結婚観、家庭観等の個人の価値観の変化があり、これらの背景が複雑に絡み合い、個々の環境によってその背景が異なることが、少子化の流れを変えることを難しくしていると考えられます。

また、こうした急速な少子化の進行は、人口構成のバランスを崩し、経済面では労働力人口の減少や社会保障負担の増加による経済成長や生活水準の低下といった影響が、また、社会面では家族の変容や子どもへの影響、さらには地域社会の変容という影響があると懸念されています。

本町においては、平成17年度から、「滑川町次世代育成支援行動計画」を策定し、「子どもと親と地域が育つ 笑顔あふれるまち 滑川町」を基本理念として、「(1)すべての子どもが幸せに育つことを支援する視点」、「(2)すべての親が安心して誇りを持って子育てできるよう支援する視点」、「(3)地域社会全体が子育てや子どもの自立を見守り支援する視点」の3つを基本的視点として、子どもを中心にした「子育てナンバーワン」の笑顔あふれるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。また、待機児童は生じていないものの、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等も問題となっています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始めました。

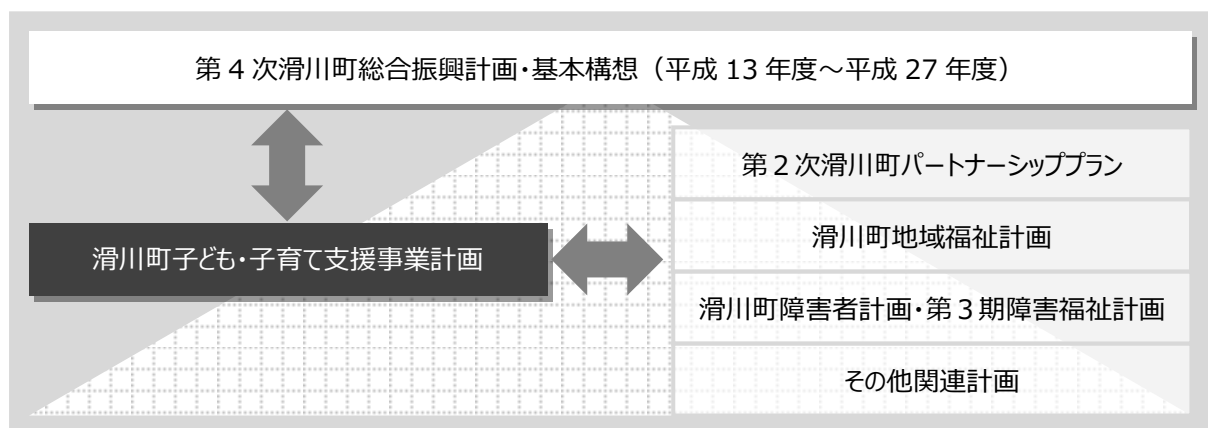
平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することをめざしています。

本町においては、「滑川町次世代育成支援行動計画」の達成状況と課題の把握、「滑川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」（平成26年3月）による保護者の現状と意向を踏まえ、「子ども・子育て支援法」に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、取り組むべき方策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、「第4次滑川町総合振興計画」や関連する分野別計画との整合、連携を図ります。また、次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となっています。そのため、本町では、可能な限り次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせることにします。



3 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から5年を1期として作成することとされているため、本計画は平成27年度を初年度とし、平成31年度を最終年度とします。



4 計画の策定体制

(1) 滑川町子ども・子育て支援事業計画策定委員会

町の実情と課題を把握し、課題解決に向けた「滑川町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

施策の実施状況や費用の使途実績等については、点検・評価し、結果を公表するとともに対策を実施します。評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価します。

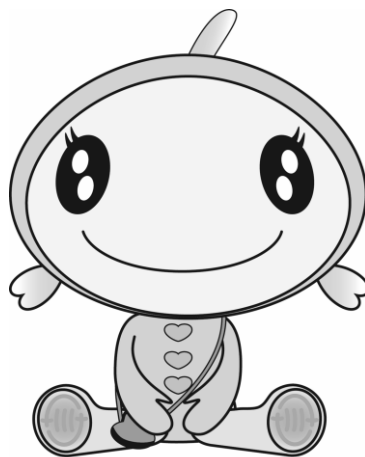
子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った指標等を設定し、点検・評価を行い、柔軟かつ総合的な取り組みを行います。

(2) 滑川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査

「滑川町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、住民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握するために、滑川町内での未就学児童及び小学生を持つ保護者 2,093 世帯を住民基本台帳から無作為抽出し、平成 25 年 11 月 1 日から 11 月 15 日に実施しました。

(3) パブリックコメント

「広報なめがわ」等でパブリックコメントの実施について周知し、「滑川町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」で協議された計画案を、平成 27 年 1 月 19 日から平成 27 年 1 月 30 日まで、町のホームページ等で公表し、広く住民の方々から意見を募集しました。



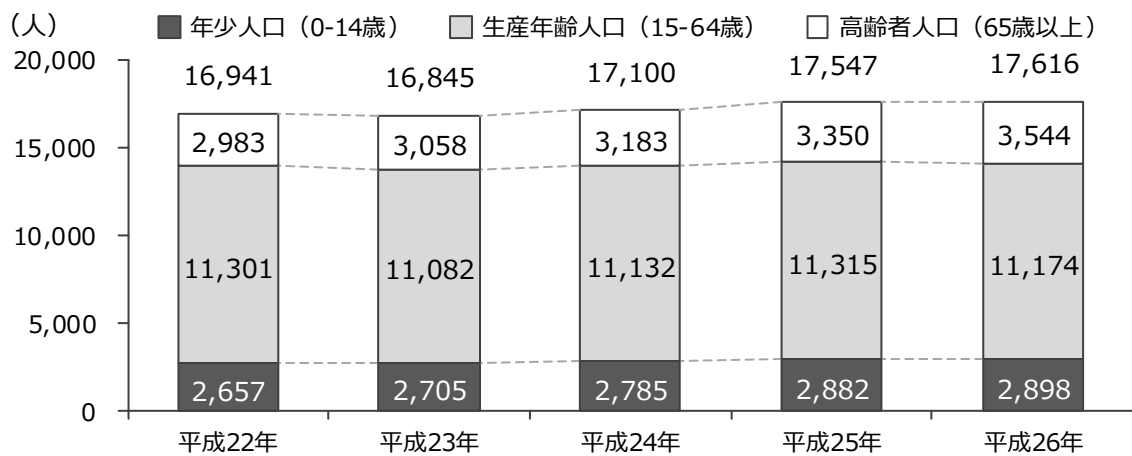
滑川町マスコットキャラクター
ターナちゃん

1 人口等の推移

(1) 人口の推移

本町の総人口は、平成24年以降では増加傾向にあり、平成26年10月1日現在で17,616人となっています。平成22年から平成26年の増加率は高齢者人口（65歳以上）が最も高く18.8%、次いで、年少人口（0-14歳）が9.1%となっています。

■人口の推移

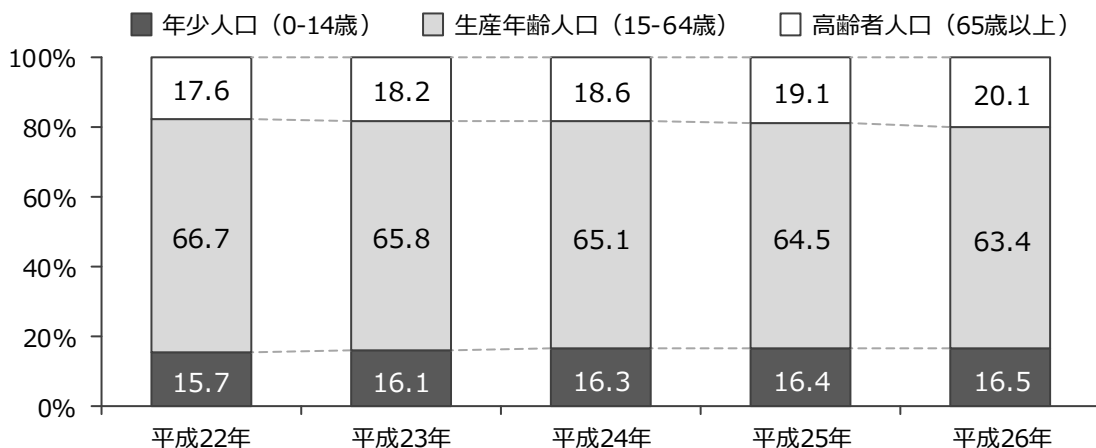


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口構成比の推移

本町の人口構成比は、生産年齢人口（15-64歳）が6割以上を占めています。年少人口の構成比が微増している一方で、高齢化が緩やかに進行しています。

■人口構成比の推移



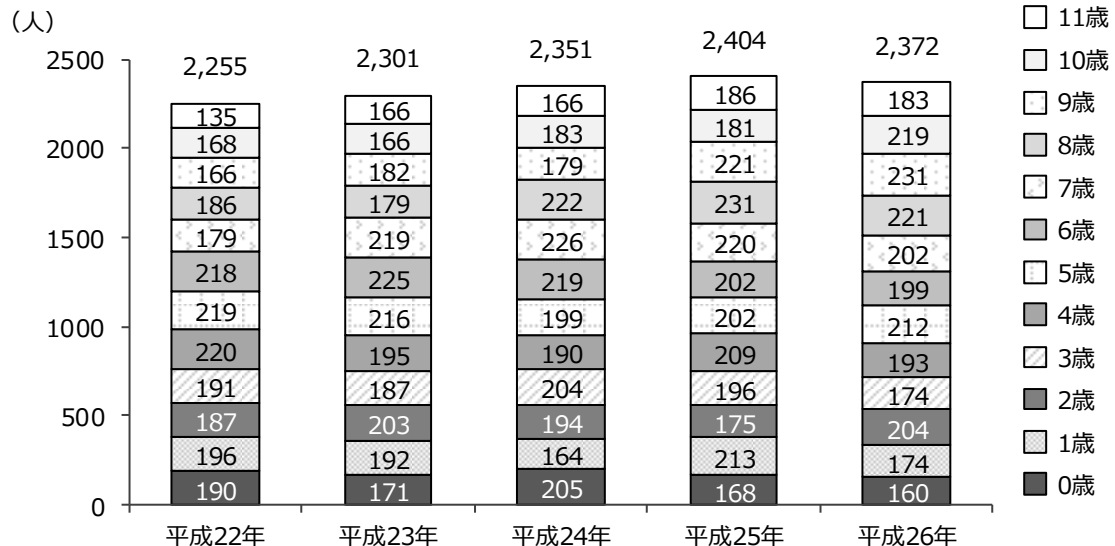
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 児童数の推移

本町の0歳から11歳までの児童数は、平成25年までは増加傾向で推移していましたが、平成26年では減少に転じています。

平成26年では「0歳」、「3歳」、「6歳」の年齢層が平成22年以降最も少なくなっています。一方で「7歳」以上の年齢層は、平成22年と比較すると10%以上の増加となっています。

■ 児童数の推移



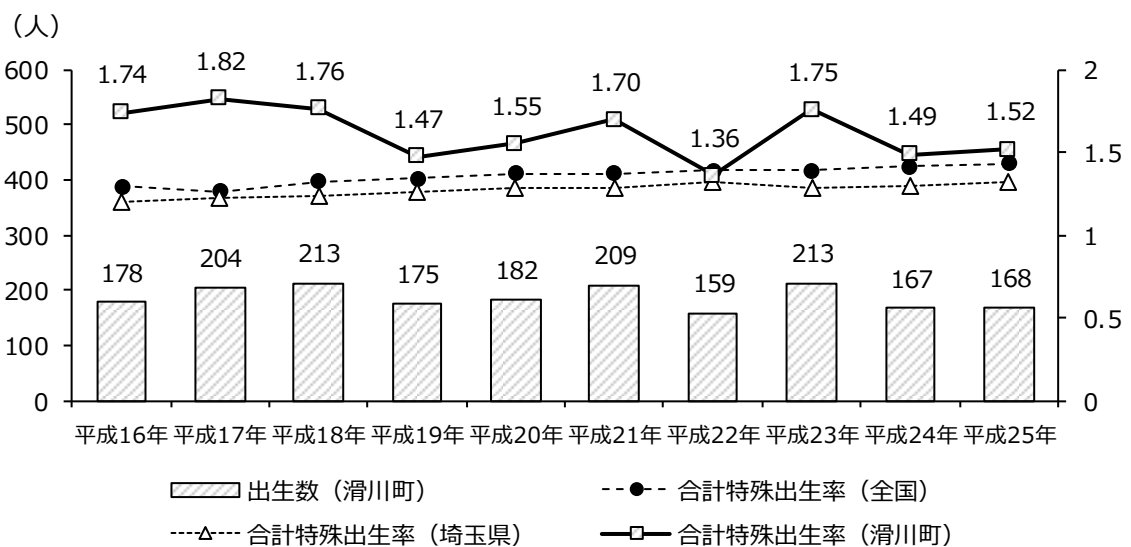
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 出生数・合計特殊出生率の推移

平成25年の出生数は168人で合計特殊出生率は1.52となっています。

合計特殊出生率は平成22年（国：1.39）以外では、全国・埼玉県を上回っています。

■ 出生数・合計特殊出生率の推移



資料：人口動態概況（埼玉県保健医療部 保健医療政策課）

(5) 未婚率

本町の平成22年の年齢別の未婚率は、平成17年と比較すると全体的に割合が増加しています。特に、男性では25～29歳で8.2ポイント上昇しています。女性では30～34歳が5.0ポイント、25～29歳が4.7ポイント上昇しています。

全国値との比較では、男性では30歳代、女性では25歳～29歳以降の年代で全国値より低くなっています。一方で男性の40歳代以降は60～64歳まで全国値より高くなっています。

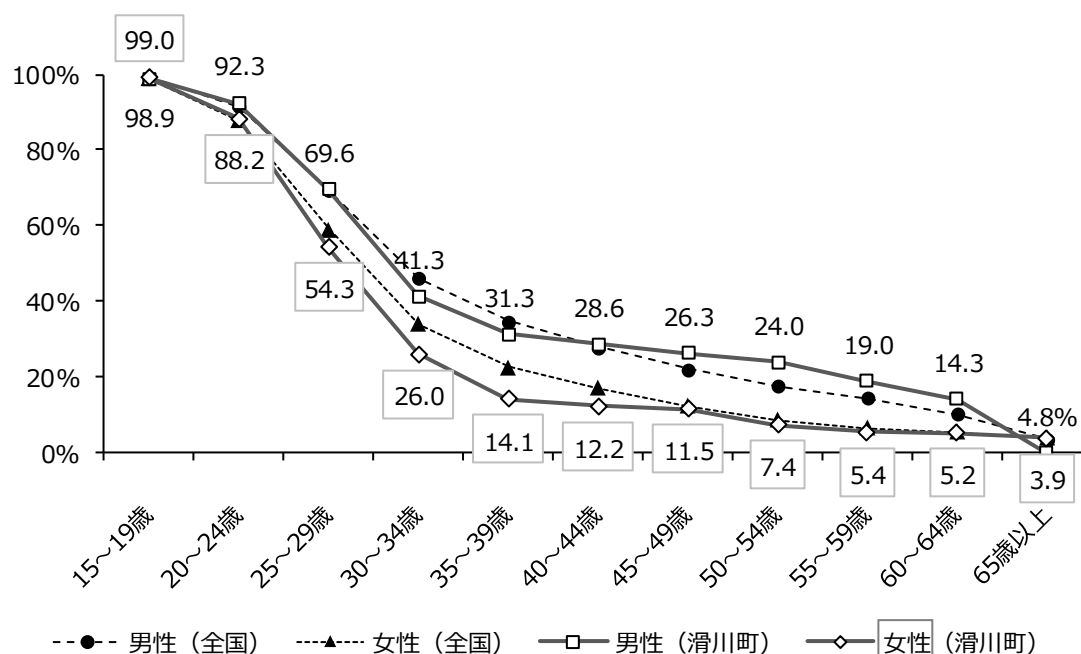
■ 年代別未婚率の経年比較

(単位：%、ポイント)

年代	男性			女性		
	平成22年	平成17年	差	平成22年	平成17年	差
15～19歳	98.9	98.6	0.3	99.0	99.5	▲ 0.5
20～24歳	92.3	91.5	0.8	88.2	85.2	3.0
25～29歳	69.6	61.4	8.2	54.3	49.6	4.7
30～34歳	41.3	38.9	2.4	26.0	21.0	5.0
35～39歳	31.3	31.6	▲ 0.3	14.1	12.7	1.4
40～44歳	28.6	27.5	1.1	12.2	10.3	1.9
45～49歳	26.3	24.6	1.7	11.5	7.7	3.8
50～54歳	24.0	17.1	6.9	7.4	4.6	2.8
55～59歳	19.0	14.9	4.1	5.4	5.4	0.0
60～64歳	14.3	9.3	5.0	5.2	6.5	▲ 1.3
65歳以上	4.8	4.4	0.4	3.9	3.8	0.1

資料：国勢調査

■ 年代別未婚率

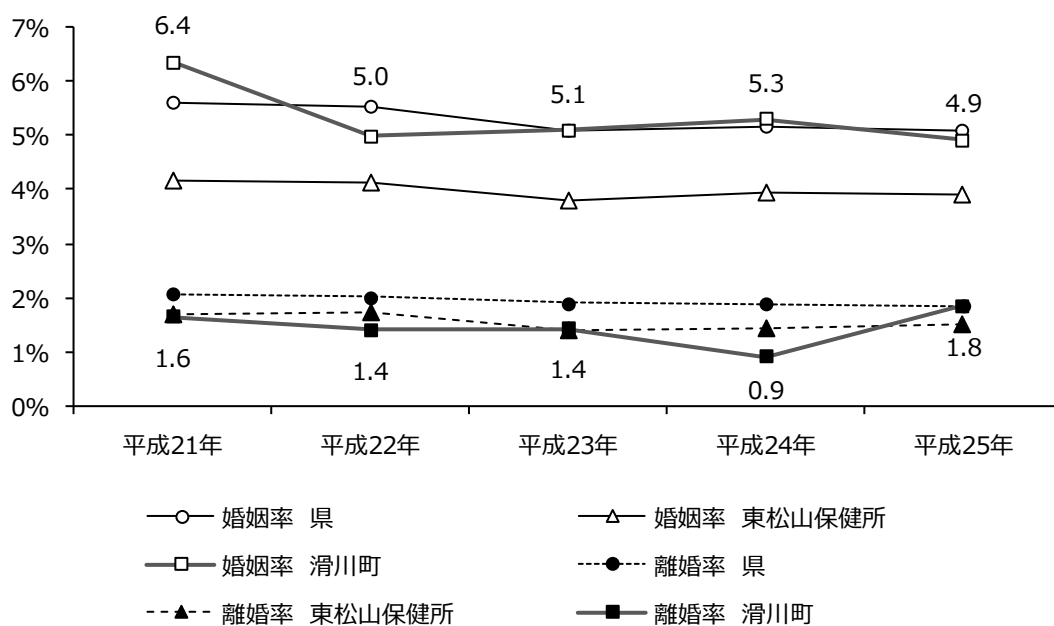


資料：国勢調査（平成22年）

(6) 婚姻率・離婚率の推移

平成 25 年の本町の婚姻率（人口千対）は 4.9、離婚率（人口千対）は 1.8 となっています。
婚姻率は平成 21 年以降最も低くなっている一方で、離婚率は平成 21 年以降最も高くなっています。

■ 婚姻率と離婚率の推移



資料：人口動態概況（埼玉県保健医療部 保健医療政策課）

2 家族や地域の状況

(1) 地域の特性

本町は、埼玉県ほぼ中央部に位置し、東西約 4.8 km、南北約 7.2 km で、面積約 29.71 km² です。全町域の 60% がなだらかな丘陵地からなり、町の中央を滑川が、南東部を市野川が流れ、かんがい用の約 200 のため池が点在しています。

滑川を境に、北部は農村地帯と国営武蔵丘陵森林公園、南部は住宅と工業地帯で、東西に東武東上線が走り、つきのわ駅と森林公園駅があります。森林公園駅から池袋へは急行で約 60 分です。

まちづくりにおいては、昭和 46 年の東上線「森林公園駅」開業、翌昭和 47 年からの東松山工業団地造成工事開始、昭和 49 年の武蔵丘陵森林公園開園、平成 8 年の森林公園駅南土地区画整理事業による「みなみ野」誕生、平成 14 年の「つきのわ駅」開業と月輪土地区画整理事業などにより、本町には工場と住宅の立地が進み、人口増が続いています。



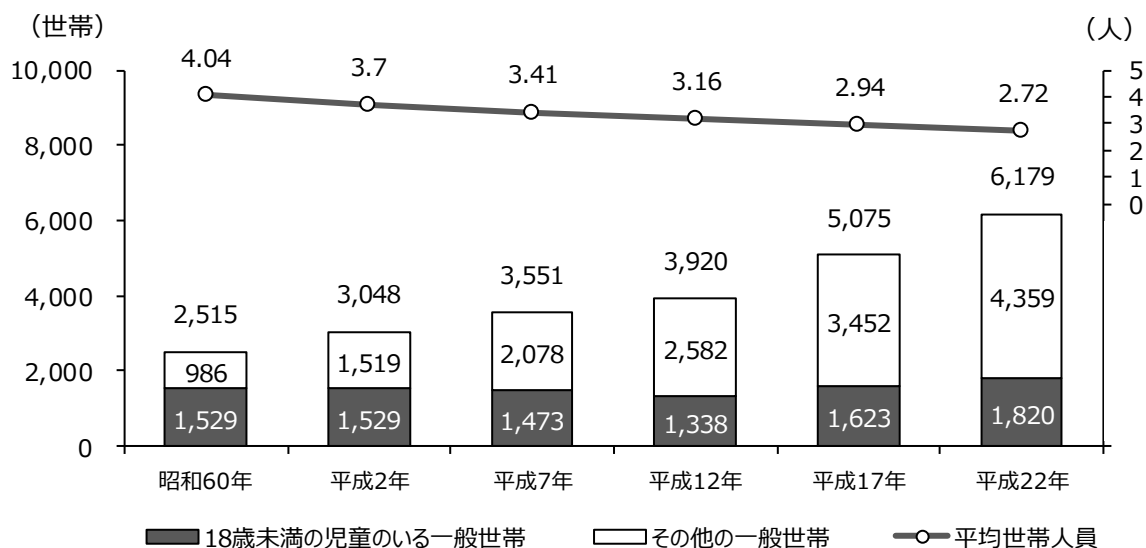
(2) 世帯数の推移

平成 22 年の一般世帯数は 6,179 世帯となっており、そのうち 18 歳未満の児童のいる一般世帯は 1,820 世帯で 29.5%を占めています。

一般世帯数は増加を続けており、18 歳未満の児童のいる一般世帯も平成 17 年以降増加しています。

平均世帯人員は年々低下が続いており、平成 22 年では 2.72 人となっています。

■ 世帯数と平均世帯人員の推移

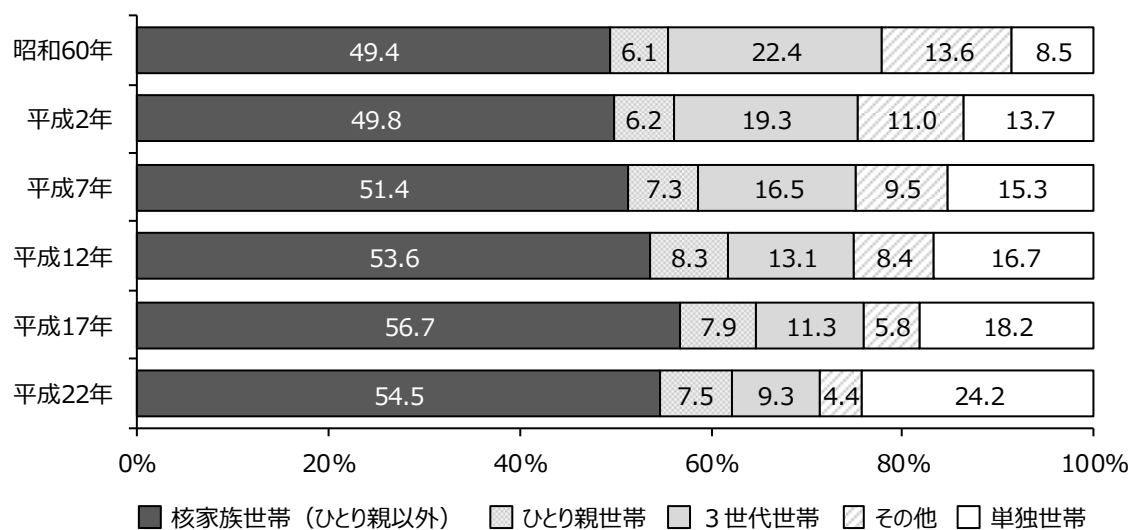


資料：国勢調査

(3) 世帯構成の推移

平成 22 年の世帯構成をみると、「単独世帯」が急増し、24.2%となっています。その影響で他の分類の占める割合が減少しています。

■ 世帯構成の推移

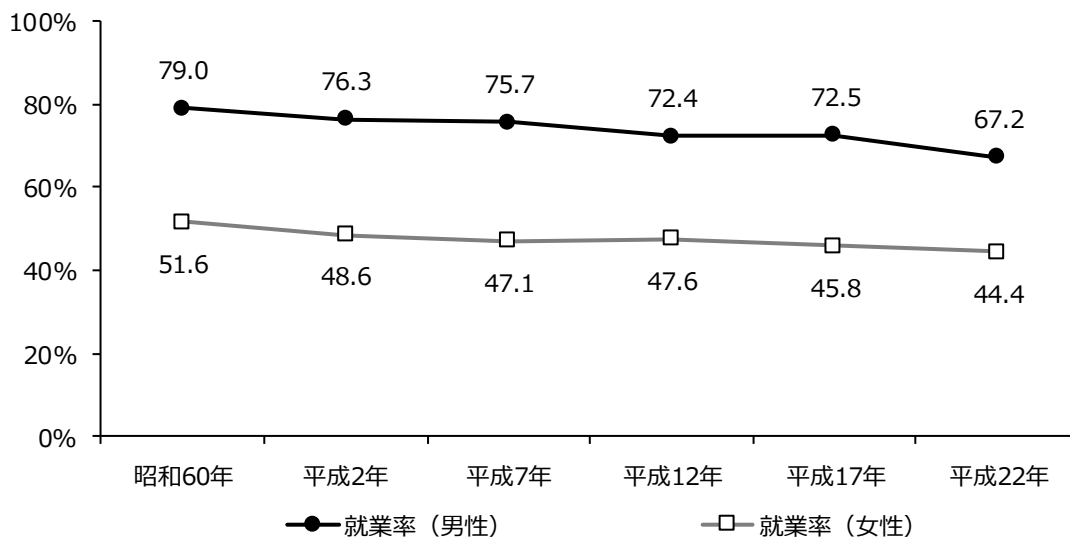


資料：国勢調査

(4) 就業率の推移

平成 22 年の国勢調査によると、男性の就業率は 67.2%、女性は 44.4%となっています。男女ともに減少傾向が続いており、昭和 60 年以降最低の数値となっています。

■男女別就業率の推移

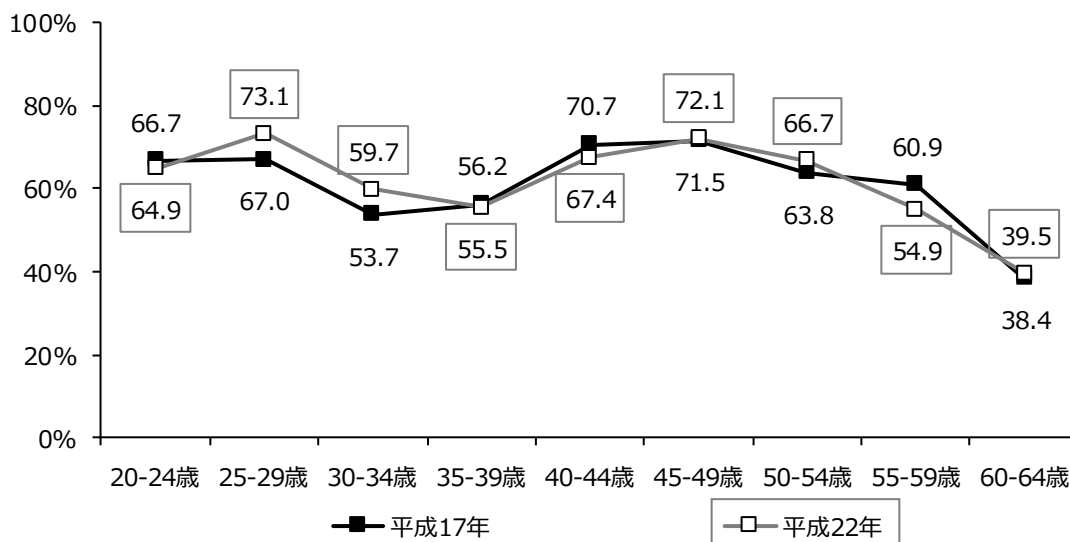


資料：国勢調査

(5) 女性の年齢別労働力率

平成 22 年の女性の年齢別労働力率は、「25-29 歳」、「30-34 歳」では平成 17 年と比較すると 5ポイント以上高くなっています。一方で、「35-39 歳」、「40-44 歳」では平成 17 年より低くなっており、晩婚化・晩産化の状況になっていることが考えられます。

■女性の年齢別労働力率（20～64歳）



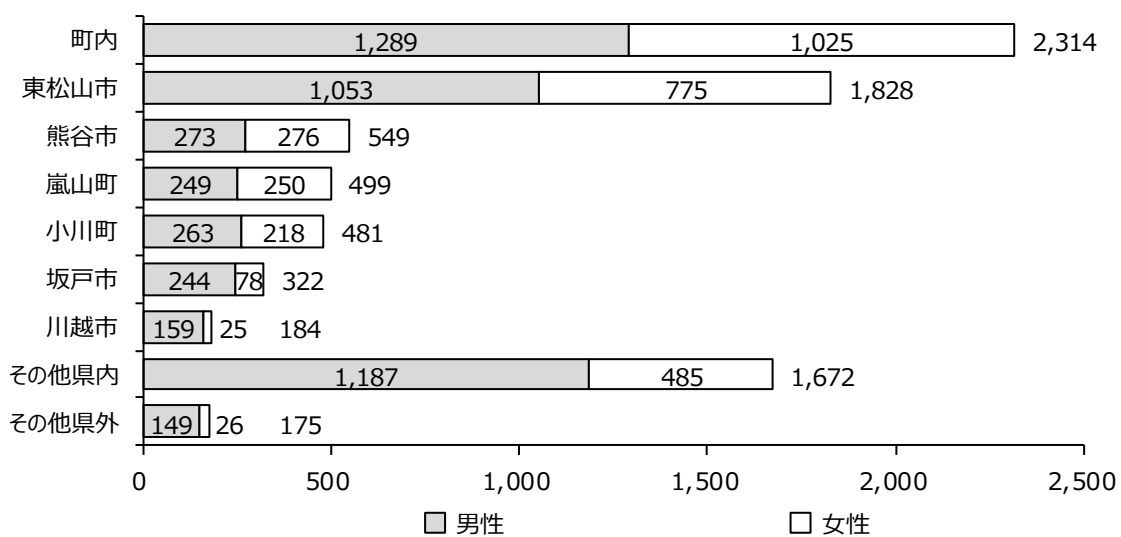
資料：国勢調査

(6) 就業地

平成 22 年の就業者の就業地は、男女ともに町内（男性 26.5%、女性 32.5%）が最も多く、次いで東松山市（男性 21.6%、女性 24.5%）、熊谷市（男性 5.6%、女性 8.7%）と続いています。

平成 12 年の調査では、東京都が男女合わせて 816 人で町内（2,501 人）、東松山市（1,402 人）に次いで多くなっていましたが、平成 22 年の調査では男女合わせて 81 人と大幅に減少しています。

■男女別就業地



資料：国勢調査（平成22年）

(7) 子育て組織の活動状況

本町には幼児を子育て中の親子の交流の場となる等の機能を持つ5つの子育てサークルと、児童の育成を支援するPTA・スポーツ少年団・青少年相談員・読み聞かせボランティアの活動があります。

■子育て組織の状況

	組織名	活動内容	団体数	組織人員
子育てサークル	滑川町愛育班	妊産婦乳児訪問、愛育に関する調査・研究 乳幼児健診介助、講習会参加	1	29
	たんぽぽ	親子遊び・サークル活動	1	20
	スマイルキッズ	親子遊び・サークル活動	1	20
	プーさん	親子遊び・絵本の読み聞かせ等	1	10
	きらきら	親子遊び・絵本の読み聞かせ等	1	10
児童育成組織	PTA	学校行事の補助及び広報誌づくり等	4	467
	スポーツ少年団	スポーツを通して心身の鍛練	4	189
	青少年相談員	青少年の健全育成・非行防止活動等	1	16
	読み聞かせボラン ティア（小学校）	読み聞かせを通して、豊の心を育む	1	51

資料：教育委員会・健康づくり課

(8) 児童虐待認知件数

平成25年度の児童虐待の認知件数は6件で、そのうちの半数が「心理的虐待」です。
なお、平成24年以前は「身体的虐待」と「怠慢または拒否」のみとなっていました。

■児童虐待認知件数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体的虐待	2	2	2	6	1
怠慢又は拒否	6	5	0	0	2
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	0	0	0	0	3
合計	8	7	2	6	6

資料：健康福祉課

(9) いじめ、不登校等の状況

平成 25 年度は、「いじめ」が 30 件で最も多く、「少年非行」が 29 件、「不登校」が 10 件と続いています。「いじめ」と「不登校」の件数はこの 5 年間で最も多くなっています。

■いじめ、不登校等の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
いじめ	5	8	11	13	30
不登校	11	10	11	12	10
少年非行	14	11	15	28	29
性犯罪	0	0	0	0	0
交通事故被害	0	0	2	2	1
合計	30	29	39	55	70

資料：教育委員会

3 子育て支援サービス等の状況

(1) 認可保育所の状況

認可保育所については、町内に計4か所あり、在所児童数は増加傾向にあります。

■町内の認可保育所の利用状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	2 か所	2 か所	3 か所	4 か所	4 か所
定員	210 人	228 人	288 人	360 人	360 人
在所児童数	226 人	242 人	264 人	321 人	331 人
0 歳	8 人	14 人	12 人	9 人	8 人
1 歳	45 人	28 人	36 人	59 人	43 人
2 歳	32 人	53 人	40 人	48 人	76 人
3 歳	45 人	46 人	65 人	61 人	60 人
4 歳	46 人	49 人	56 人	79 人	63 人
5 歳	50 人	52 人	55 人	65 人	81 人

各年度 4 月 1 日現在

(2) 認可外保育所の状況

■町内の認可外保育所の利用状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	3 か所	3 か所	2 か所	1 か所	1 か所
定員	165 人	135 人	90 人	30 人	26 人
在所児童数	110 人	112 人	54 人	6 人	16 人

各年度 4 月 1 日現在

(3) 幼稚園の状況

幼稚園については、町内に1か所あります。在園児童数は横ばいで推移している状況です。

■町内の幼稚園の利用状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
定員	380 人	380 人	380 人	380 人	380 人
在園児童数	321 人	316 人	302 人	305 人	293 人
3 歳	92 人	96 人	91 人	100 人	86 人
4 歳	116 人	102 人	105 人	96 人	106 人
5 歳	113 人	118 人	106 人	109 人	101 人

各年度 5 月 1 日現在

(4) 小学校の状況

町内の小学校は、3校あり、学級数については増加傾向にあり平成 24 年度以降は 39 学級となっています。

在校児童数も、平成 22 年度以降、増加傾向で推移しており、平成 26 年 5 月 1 日現在では 1,209 人となっています。

■町内の小学校の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
学校数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
学級数	35 学級	38 学級	39 学級	39 学級	39 学級
児童数	1,015 人	1,115 人	1,168 人	1,197 人	1,209 人
第 1 学年	214 人	221 人	213 人	193 人	192 人
第 2 学年	170 人	216 人	223 人	212 人	193 人
第 3 学年	177 人	173 人	217 人	224 人	209 人
第 4 学年	161 人	176 人	173 人	217 人	224 人
第 5 学年	163 人	166 人	177 人	174 人	215 人
第 6 学年	130 人	163 人	165 人	177 人	176 人

各年度 5 月 1 日現在

(5) 学童保育室の状況

本町では、平成 26 年度では学童保育室を 6 か所設置しています。

登録児童数は増加傾向にあり、平成 26 年 5 月 1 日現在で、176 人となっています。

■町内の学童保育室の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
設置数	3 か所	4 か所	4 か所	6 か所	6 か所
定員	120 人	165 人	165 人	230 人	230 人
登録児童数	117 人	138 人	151 人	175 人	176 人
総指導員数	13 人	18 人	22 人	27 人	25 人

各年度 5 月 1 日現在

4 調査結果概要

本計画を策定するにあたって実施した2種類のアンケート調査結果から、子育ての実態と保護者の意向をとりまとめました。

表 発送・回答状況

調査対象	発送数	有効回答数	有効回答率
未就学児童保護者	1,254 件	529 件	42.2%
就学児童保護者	839 件	325 件	38.7%
分類不能	—	24 件	—
合計	2,093 件	878 件	42.0%

(1) 母親の就労状況 ～就労者は未就学児童が4割弱、小学生が約6割、育休取得者が増加～
就労している母親（フルタイム＋パート等）は未就学児童で38.4%、小学生で60.3%となっています。未就学児童は、前回調査時から6.6ポイント減となっていますが、「育児休業等」が5.6ポイント増加しています。また、未就学児童と小学生のいずれも、「現在未就労」が増加し、「これまで未就労」が減少しています。

(単位：%)

	未就学児童		小学生	
	H26(N=529)	H22(N=384)	H26(N=325)	H22(N=527)
フルタイム	17.2	23.4	19.4	20.9
パート等	21.2	21.6	40.9	40.1
育児休業等	8.7	3.1	0.9	0.8
現在未就労	46.1	43.8	30.2	23.0
これまで未就労	4.2	6.0	6.2	10.1
父子家庭	(項目なし)	0.3	(項目なし)	1.7
無回答	2.6	1.8	2.5	3.4

(2) 母親の就労日数 ～週5日以上は未就学児童が7割、小学生が約6割～

母親の就労日数は「週5日」が最も高く、未就学児童で65.2%、小学生で54.9%となっています。

(単位：%)

	未就学児童(N=249)	小学生(N=199)
1-3日	15.2	18.6
4日	10.8	18.1
5日	65.1	53.3
6-7日	4.8	4.0
無回答	4.0	3.0

(3) 母親の就労時間 ～8時間以上は未就学時が4割強、小学生が約3割～

母親の就労日数は未就学児童では「8時間以上10時間未満」が最も高く39.8%となっており、「10時間以上」と合わせると44.6%となっています。小学生では「6時間以上8時間未満」が最も高く30.2%となっています。

(単位：%)

	未就学児童(N=249)	小学生(N=199)
4時間未満	9.2	8.0
4時間以上6時間未満	20.5	28.1
6時間以上8時間未満	21.7	30.2
8時間以上10時間未満	39.8	26.1
10時間以上	4.8	4.5
無回答	4.0	3.0

(4) 未就労の母親の就労希望 ～6割以上が就労希望、育児・家事に専念は1割強～

未就労の母親の就労希望は、未就学児童、小学生ともに「1年より先」が最も高く、それぞれ48.9%、33.1%となっています。「すぐにもしくは1年以内」と合わせると、いずれも6割を超えています。

一方、「育児・家事に専念」は未就学児童で12.0%、小学生で13.6%となっています。

(単位：%)

	未就学児童(N=249)	小学生(N=199)
すぐもしくは1年以内	12.4	27.1
1年より先	48.9	33.1
育児・家事に専念	12.0	13.6
無回答	26.7	26.3

(5) 子どもを見てもらえる親族・友人・知人 ～未就学児童で日常的な預け先が増加～

未就学児童では「祖父母等の親族(緊急時・用事)」が最も高く、59.7%となっています。前回調査からは8.3ポイント減少していますが、「祖父母等の親族(日常的)」が13.3ポイント増加し28.9%となっています。

小学生においても「祖父母等の親族(緊急時・用事)」が最も高く、57.5%となっており、前回調査から4.9ポイント増加しています。また、「友人・知人(緊急時・用事)」も6.0ポイント増加し25.5%となっています。

なお、「いずれもない」は未就学児童、小学生ともに減少しています。

(単位：%)

	未就学児童		小学生	
	H26(N=529)	H22(N=384)	H26(N=325)	H22(N=572)
祖父母等の親族(日常的)	28.9	15.6	27.4	29.2
祖父母等の親族(緊急時・用事)	59.7	68.0	57.5	52.6
友人・知人(日常的)	2.8	2.1	5.5	4.4
友人・知人(緊急時・用事)	11.5	12.5	25.5	19.5
いずれもない	6.8	11.5	8.0	12.3
無回答	8.1	4.4	5.8	3.2

(6) 子育てについて、気軽に相談できる人・場所 ～親族・友人・知人が7割以上～

未就学児童、小学生ともに「祖父母等の親族」と「友人や知人」が圧倒的に高い割合を占めています。

また、未就学児童では、「保育所」が22.7%、「近所の人」が18.9%、「幼稚園」が13.1%となっています。

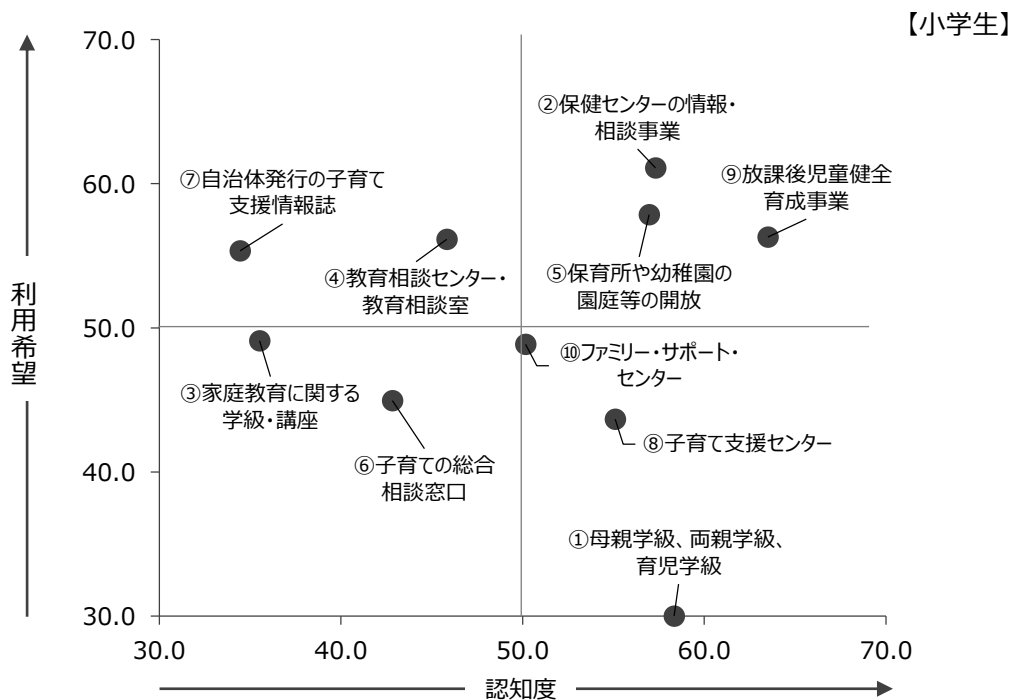
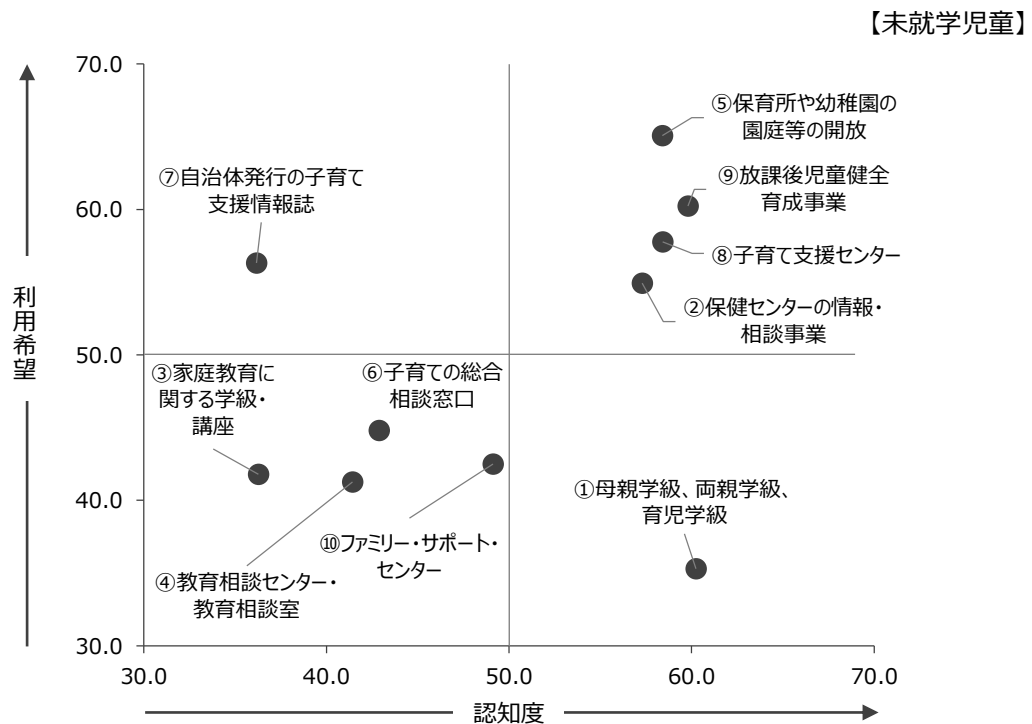
一方、小学生では、「近所の人」が21.3%となっていますが、その他の項目はいずれも10%未満となっています。

(単位：%)

	未就学児童(N=450)	小学生(N=282)
祖父母等の親族	87.6	75.5
友人や知人	76.9	84.8
保育所	22.7	3.9
近所の人	18.9	21.3
幼稚園	13.1	5.3
保健所・保健センター	10.0	2.8
かかりつけの医師	8.9	5.3
子育て支援施設・NPO	4.9	1.4
自治体の子育て関連担当窓口	0.7	0.7
民生委員・児童委員	0.0	0.4
その他	2.4	4.3
無回答	0.0	0.0

(7) 事業の認知度と利用希望 ～未就学児童では認知度が高いほど利用希望も高い～

事業の認知度の回答結果を点数化し、利用希望の回答結果とともに偏差値化すると次の散布図になります。「未就学児童」では、認知度が高い事業は今後の利用希望も高くなっており、逆に、認知度が低い事業は今後の利用希望も低くなっている傾向が見られます。



(8) 育児休業の取得状況 ～未就学児童の方が高い取得率～

母親の育児休業の取得状況をみると、未就学児童では「取得した」が27.4%、小学生では20.0%となっており、未就学児童の方が7.4ポイント高くなっています。

父親においては、未就学児童では「取得した」が2.3%、小学生では1.8%となっており、未就学児の方が0.5ポイント高くなっています。

(単位：%)

	母親		父親	
	未就学児童(N=529)	小学生(N=325)	未就学児童(N=529)	小学生(N=325)
取得した	27.4	20.0	2.3	1.8
取得していない	14.9	22.8	84.1	83.4
働いていなかった	55.6	53.2	0.6	0.0
無回答	2.1	4.0	13.0	14.8

(9) 子育ての環境や支援への満足度 ～未就学児童では不満がやや高い～

未就学児童の子育ての環境や支援への満足度をみると、いずれの校区においても「不満」が「満足」を上回っている状況です。

一方、小学生では、「福田小学校区」と「宮前小学校区」では「満足」が最も高い割合を占めています。しかし、「月の輪小学校区」では「不満」が「満足」を上回っています。

(単位：%)

	未就学児童		
	福田小学校区(N=64)	宮前小学校区(N=199)	月の輪小学校区(N=251)
満足(満足+やや満足)	31.3	23.6	20.7
普通	35.9	40.7	43.4
不満(不満+やや不満)	32.8	31.6	33.1
無回答	0.0	4.0	2.8

(単位：%)

	小学生		
	福田小学校区(N=41)	宮前小学校区(N=118)	月の輪小学校区(N=161)
満足(満足+やや満足)	36.5	31.4	26.7
普通	31.7	28.0	39.8
不満(不満+やや不満)	24.4	28.8	29.2
無回答	7.3	11.9	4.3

(10) 子育ての環境や支援に関する自由意見

分野	意見分類		件数
経済的支援	1	経済的支援全般	30
就労環境	2	就労環境	16
医療・保健	3	医療・保健	35
保育	4	保育所、認定こども園	45
	5	その他保育	11
地域子育て	6	子育て・教育相談、アドバイス	9
	7	情報提供、P R、講座	42
	8	交流、地域コミュニティ	20
	9	児童館、子育て支援センター	82
	10	その他地域子育て	28
教育・学童	11	幼稚園	80
	12	学校教育	45
	13	学童保育、放課後子ども教室	31
地域環境	14	安全確保	25
	15	交通	36
	16	文化・スポーツ・体験・イベント	14
	17	公園・遊び場・居場所	123
	18	生活環境	28
その他	19	町への意見・要望	27
	20	その他	17

1 計画の基本理念

本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、「滑川町次世代育成支援行動計画」の基本理念を継承します。

子どもと親と地域が育つ 笑顔あふれるまち 滑川町

— 子育て滑川ナンバーワン —

日本の急速な少子高齢化は、子どもから大人まで地域住民の生活の豊かさや幸福感に影響するとともに、将来の経済活動や年金・健康保険・介護保険制度などへの悪影響が懸念されています。それは、我が国にとっても滑川町にとっても重大な問題です。

かつて、子どもたちは地域で、大人や子ども同士と豊かな関わりを持って育っていました。子育ての喜びと責任はひとえに保護者のものであり、子どもの幸せは子ども自身のものですが、保護者とその子どもは地域社会の仲間であり、子どもたちは次代のまちづくりの担い手でもあります。地域社会が、すべての家庭の子育てを応援することができれば、保護者はゆとりを持って子育てに取り組み、子育てにより大きな喜びを見出すことができ、子どもたちの地域への愛着はより大きなものになるでしょう。合計特殊出生率が県下でトップの本町は、子どもを中心にした「子育てナンバーワン」の笑顔あふれるまちづくりをめざします。

2 計画の基本的視点

本計画は、次の基本的な視点に立って、施策を展開します。

《すべての子どもが幸せに育つことを支援する視点》

すべての子どもが今もそしてこれからも健やかに育っていけるよう、保健・医療・福祉・教育・社会環境の充実したまちを目指します。そして、子どもたちがやがて自立し、様々な機会を通して交流・交際・結婚し、親になって子どもを生き育てることに幸福感と充実感を持てるまちを目指します。

《すべての親が安心して誇りを持って子育てできるよう支援する視点》

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現により、男女が子育ての苦楽を共有し乗り越え、子育てに携わることで親自身も成長できるまちを目指します。

《地域社会全体が子育てや子どもの自立を見守り支援する視点》

地域の住民や団体、企業が、それぞれの立場や役割で子育てに間接的に参加し、子どもが地域での様々な経験を通して成長し、子育てを通して交流を深め、地域の絆を取り戻すまちを目指します。

3 計画全体の評価指標

基本理念「子どもと親と地域が育つ 笑顔あふれるまち 滑川町」の実現に向けて、「子育て滑川ナンバーワン」を目標にこの計画を推進します。

この計画全体の評価指標として以下の3項目を設定し、町と保護者・住民、町内の2つの認可保育園と2つの自治体認証保育所、企業などと連携を図りながら、目標達成に努めます。

評価項目	現状	目標	評価資料・備考
合計特殊出生率の県下市町村でのナンバーワン	1位	1位	現状は平成26年現在
待機児童	0人	0人	現状は平成26年度
「子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」とする保護者の割合	36.4%	25%	現状は「滑川町子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の自由記述の集計による把握 (平成20年2月調査では60.0%)

1 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 全体像

子育て世代の長時間勤務や女性の就業の増加などにより、保育の必要定員の確保とともに、延長保育や一時預かり、病児保育など、多様化するニーズへの対応が課題となっています。

子ども・子育て支援法等に基づく新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた施設型給付と新設された地域型保育給付および児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

今後は、この新制度のもと、市町村は地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、幼稚園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組んでいくこととなります。

■新制度における給付・事業の体系

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
教育・保育給付	▷施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ▷地域型保育給付 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育	・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊婦健診 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時預かり事業
現金給付	▷児童手当	・延長保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・放課後児童クラブ ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

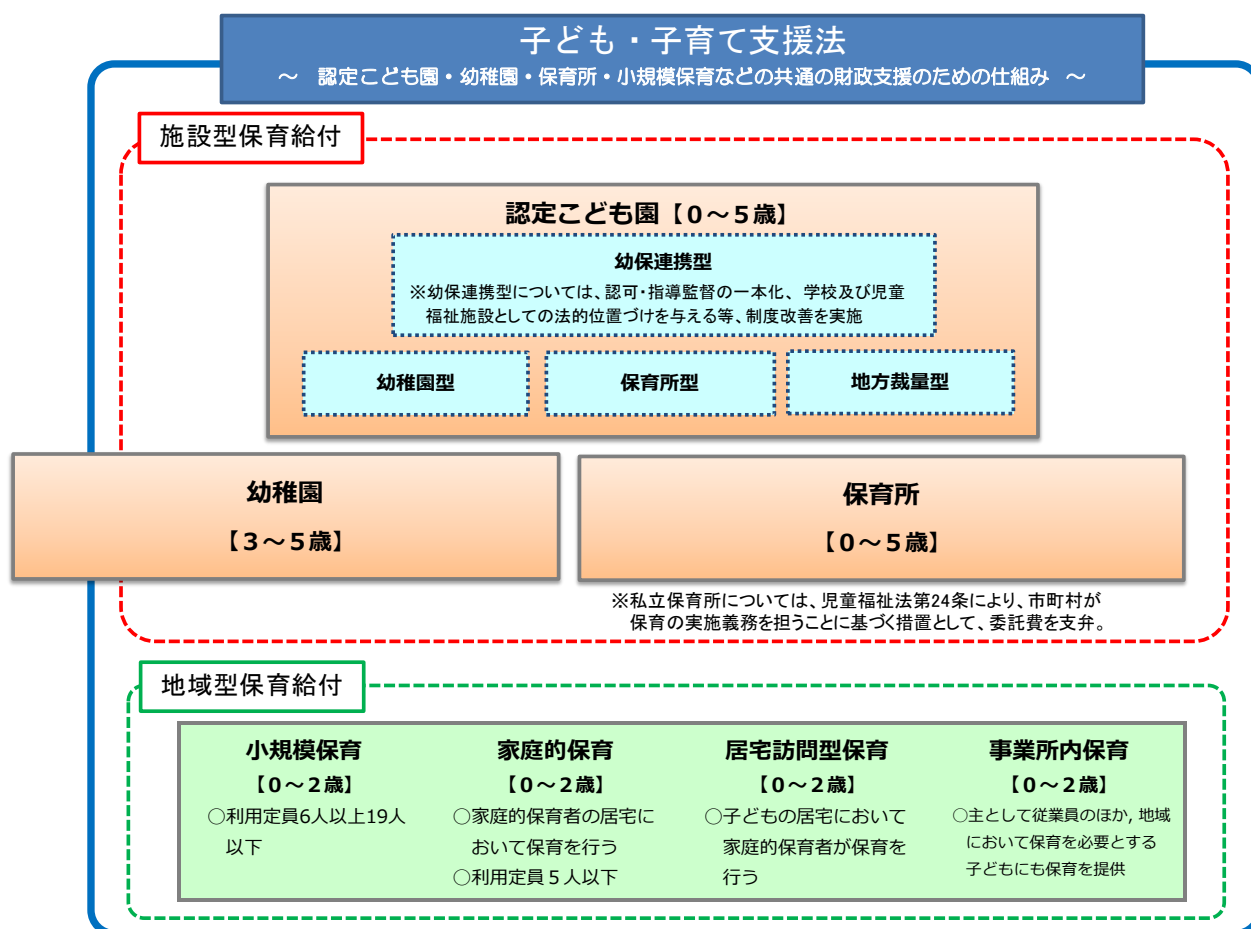
(2) 新制度における給付制度

新制度では、「3歳以上のすべての子どもへの学校教育」と「保育の必要性がある子どもへの保育」について、個人の権利として保障する観点から給付制度を導入します。

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等を通じた給付制度が導入されることによって、いずれの施設を利用した場合でも、共通の仕組みで公費対象となります。

新たな子ども・子育て支援制度のもと、地域の実情に応じて質の高い教育・保育や子育て支援が、必要かつ希望する家庭に適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する必要があります。

■ 給付の対象となる施設・事業



(3) 給付と認定

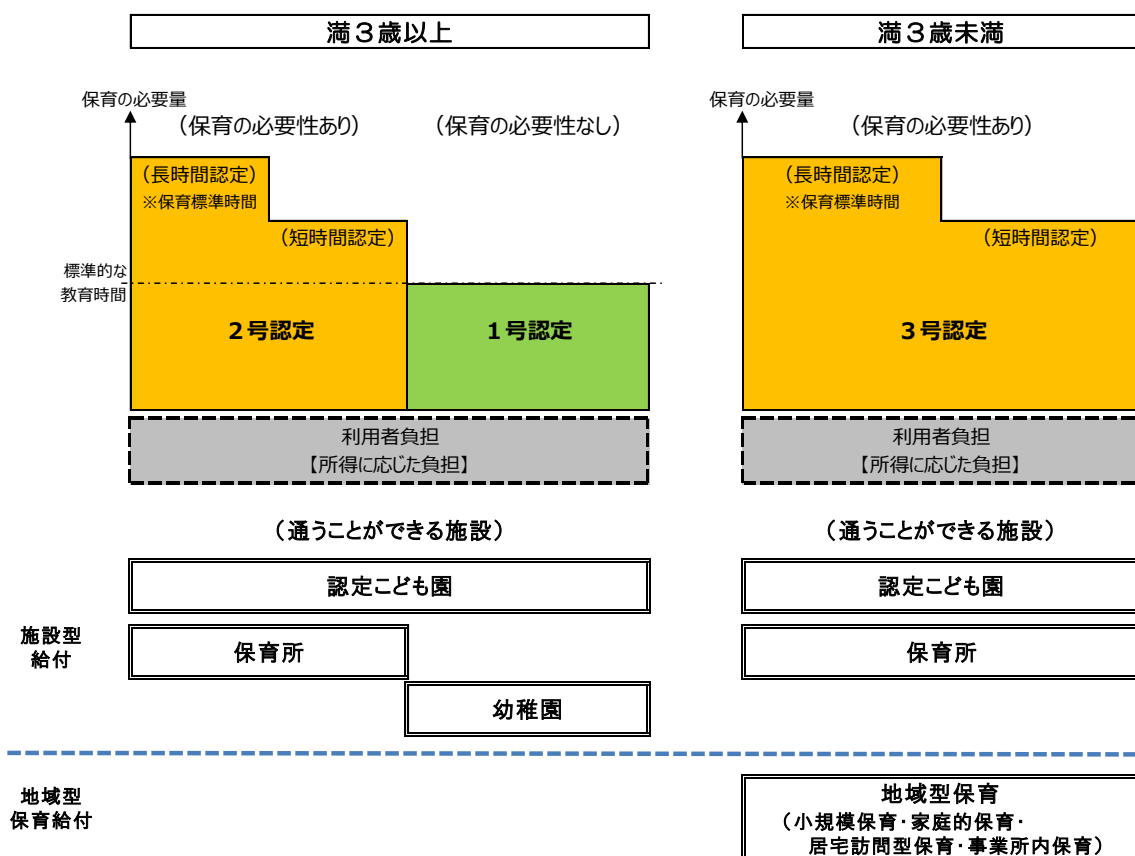
利用にあたっては、保護者が市町村へ申請し、市町村から保育の必要性の認定を受けて、給付が支給される仕組みとなります。

市町村が定める客観的な基準（「事由」、「区分」、「優先利用」）のもと、認定された種別（1号・2号・3号）により、利用できる施設や時間が決定します。

■申請と認定の種類

- ①保護者からの申請に基づき、市町村が「保育の必要性」を認定し、認定証を交付。
- ②保育の必要性から支給認定基準を認定。
 - 【1号認定】：満3歳以上／保育の必要性なし（教育標準時間認定こども）
 - 【2号認定】：満3歳以上／保育の必要性あり（満3歳以上の保育認定こども）
 - 【3号認定】：満3歳未満／保育の必要性あり（満3歳未満の保育認定こども）
- ③2号認定、3号認定（保育認定）については、保護者の就労時間に応じて、「保育標準時間（長時間認定）」と「短時間認定」に保育の利用時間を区分。

■認定と利用の関係



2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

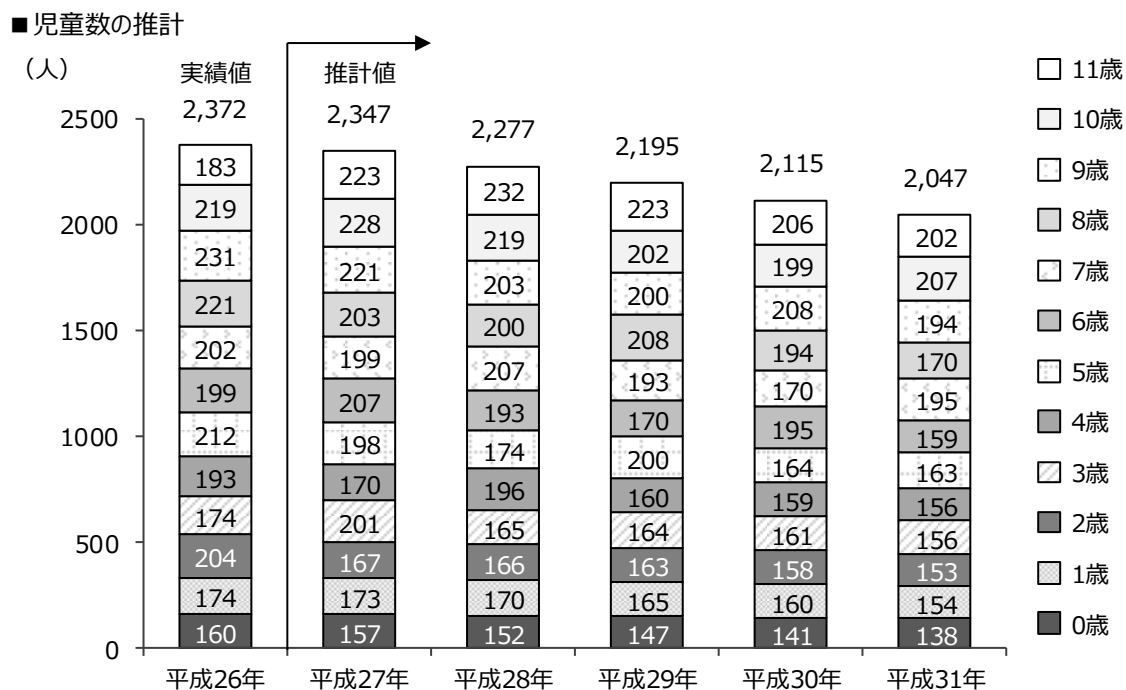
本町の教育・保育提供区域は、事業の特性（特定の区域で対象者を分けない等）や施設整備の状況等を考慮し、町全域を1つの区域として、事業の実施内容を検討します。

■滑川町の教育・保育提供区域

教育・保育	区域設定
1号認定	町全域（1区域）
2号認定	町全域（1区域）
3号認定	町全域（1区域）
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	町全域（1区域）
地域子育て支援拠点事業	町全域（1区域）
妊婦健康診査	町全域（1区域）
乳児家庭全戸訪問事業	町全域（1区域）
養育支援訪問事業	町全域（1区域）
子育て短期支援事業	町全域（1区域）
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町全域（1区域）
一時預かり事業	町全域（1区域）
時間外保育事業（延長保育）	町全域（1区域）
病児保育事業	町全域（1区域）
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	町全域（1区域）
実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域（1区域）
多様な主体の参入促進事業	町全域（1区域）
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	町全域（1区域）

3 児童数の推計

本町の0歳から11歳までの児童数の推計値をみると、今後は減少傾向で推移し、計画期間の最終年となる平成31年には2,047人となり、平成26年に比べて325人減少するものと見込まれます。



資料：平成26年は住民基本台帳の実績値（4/1）・平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

(単位：人)

年齢	実績値	推計値				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	160	157	152	147	141	138
1歳	174	173	170	165	160	154
2歳	204	167	166	163	158	153
3歳	174	201	165	164	161	156
4歳	193	170	196	160	159	156
5歳	212	198	174	200	164	163
保育年齢（0～5歳）	1,117	1,066	1,023	999	943	920
6歳	199	207	193	170	195	159
7歳	202	199	207	193	170	195
8歳	221	203	200	208	194	170
9歳	231	221	203	200	208	194
10歳	219	228	219	202	199	207
11歳	183	223	232	223	206	202
小学校年齢（6～11歳）	1,255	1,281	1,254	1,196	1,172	1,127
合計	2,372	2,347	2,277	2,195	2,115	2,047

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定・2号認定（3-5歳）

単位：人	H26年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
※児童数（3-5歳）	579	569	535	524	484	475
量の見込み（①）	557	562	536	552	514	503
1号認定	336	261	248	256	238	240
2号認定	221	273	260	268	246	235
教育ニーズ		41	39	40	37	37
その他		232	221	228	209	198
（他市町村児童）		28	28	28	28	28
確保方策（②）		652	652	662	662	658
特定教育・保育施設（1号認定）		380	380	380	380	380
特定教育・保育施設（2号認定）		211	211	221	221	236
（確認を受けない幼稚園）		0	0	0	0	0
認可外保育所		19	19	19	19	0
（他市町村児童）		42	42	42	42	42
差（②-①）		90	116	110	150	155

■確保方策

3～5歳の1号認定・2号認定については、町内児童または他市町村児童の広域利用分も含めて、町内の公立幼稚園と認可保育所、認可外保育施設により必要な事業量は確保できる見通しとなっています。

(2) 3号認定（0歳）

単位：人	H26年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
※児童数（0歳）	160	157	152	147	141	138
量の見込み（①）	16	40	41	41	42	43
（他市町村児童）	0	6	6	6	6	6
0歳保育利用率	10.0%	21.7%	23.0%	23.8%	25.5%	26.8%
確保方策（②）		36	36	39	39	45
特定教育・保育施設		33	33	36	36	45
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		3	3	3	3	0
（他市町村児童）		0	0	0	0	0
差（②－①）		-4	-5	-2	-3	2

■確保方策

0歳児の3号認定については、実績から2倍以上の利用が見込まれるため、平成27年度以降事業量が不足する見通しですが、認可保育所の定員拡充、認可外保育所の認可移行等で利用定員の確保を図ることにより、平成31年度には必要な事業量を確保できる見通しとなっています。

(3) 3号認定（1・2歳）

単位：人	H26年度 (実績)	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
※児童数（1・2歳）	378	340	336	328	318	307
量の見込み（①）	144	142	143	143	146	149
（他市町村児童）	8	8	8	8	8	8
1・2歳保育利用率	36.0%	39.4%	40.2%	41.2%	43.4%	45.9%
確保方策（②）		127	127	137	137	149
特定教育・保育施設		116	116	126	126	146
特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設		8	8	8	8	0
（他市町村児童）		3	3	3	3	3
差（②－①）		-15	-16	-6	-9	0

■確保の方策

1・2歳児の3号認定については、平成27年度、平成28年度、平成30年度の事業量が不足する見通しですが、認可保育所の定員拡充、認可外保育所の認可移行等で利用定員の確保を図ることにより、平成31年度には必要な事業量を確保できる見通しとなっています。

5 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業【新規】

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
------	---

■現状

本事業は新規事業であり、現行制度において該当する事業はありません。現状では町役場等の窓口で対応している状況です。

■量の見込みと確保方策

本計画期間中に専用の相談窓口を開設し、担当職員を配置することを検討しています。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
------	--

■現状

現在1か所の保育所に地域子育て支援拠点を併設し、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■量の見込みと確保方策

これまで通り1か所の拠点での対応を継続するとともに、より利用しやすい提供体制の充実と質の向上を図ります。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(①)	15,504人回	15,648人回	15,804人回	16,116人回	16,440人回
確保方策(②)					
利用回数	15,504人回	15,648人回	15,804人回	16,116人回	16,440人回
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業
------	---

■現状

健康づくり課において、保健師を中心とした実施体制により妊婦健診の機会を提供しています。

■量の見込みと確保方策

これまでの事業実績と将来推計児童数から事業量を見込んでいます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	157 人	152 人	147 人	141 人	138 人

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業
------	--

■現状

町内の乳児（生後 4 か月まで）のいるすべての家庭に対し、保健師や助産師等が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■量の見込みと確保方策

町内の対象家庭すべての訪問を想定し、0歳児の将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	157 人	152 人	147 人	141 人	138 人
確保方策					
	実施体制	保健師等			
	実施機関	保健センター			

(5) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
------	---

■現状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の保健センターの保健師等が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■量の見込みと確保方策

対象年齢である0歳児から6歳児までの将来推計結果をもとに実績から事業量を見込んでいます。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	35人	33人	32人	30人	30人
確保方策					
実施体制	保健師等				
実施機関	保健センター				

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業
------	--

■現状

現在本町において子育て短期支援事業は未実施となっています。

■量の見込みと確保方策

利用希望がある場合は、埼玉県の子育て支援センターと連携を取り、適切な対応に努めます。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策					
利用数	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(7) 子育て援助活動支援事業（就学児対象）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
------	--

■現状

本町では、町外の NPO 法人に委託をし、事業を実施しています。提供会員は 30 人、依頼会員は 20 人となっています。

■量の見込みと確保方策

本計画策定のためのニーズとしては算出されていませんが、事業の周知を図るとともに必要な時に必要な支援を提供できる体制を整備します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(8) 一時預かり事業

①幼稚園在園児対象の一時預かり（預かり保育）

事業概要	従来の幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業
------	---

■現状

現在本町では、幼稚園在園児対象の一時預かりは未実施となっています。

■量の見込みと確保方策

施設の整備も含め、計画期間中に実施できるよう検討していきます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (①)	7,389 人日	7,023 人日	7,238 人日	6,722 人日	6,788 人日
1 号認定による利用	1,018 人日	967 人日	997 人日	926 人日	935 人日
2 号認定による利用	6,371 人日	6,056 人日	6,241 人日	5,796 人日	5,853 人日
確保方策 (②)					
一時預かり事業 (在園児対象型)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	6,788 人日
実施か所数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所

②「①」以外の一時預かり

事業概要	<p>○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p> <p>○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業</p> <p>○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業</p>
------	---

■現状

計4か所の保育所において、一時預かり事業を実施しています。

なお、本町ではトワイライトステイ事業は未実施となっています。

■量の見込みと確保方策

現状の提供体制で必要な事業量は確保できる見通しとなっています。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み(①)	5,304人日	5,217人日	5,313人日	5,210人日	5,293人日
確保方策(②)	5,304人日	5,217人日	5,313人日	5,210人日	5,293人日
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	3,304人日 4か所	3,217人日 4か所	3,313人日 4か所	3,210人日 4か所	3,293人日 4か所
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	2,000人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0人日 0か所	0人日 0か所	0人日 0か所	0人日 0か所	0人日 0か所

(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業
------	---

■現状

本町では、町内計6か所において、保護者が昼間家庭にいない等の小学校児童（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

現状では、利用条件を満たす希望家庭の児童がすべて利用できる状況となっています。

■量の見込みと確保方策

本事業の対象児童の学年は小学6年生までに拡大されますが、本町では従来から6年生までとしていたことから、利用対象者に大きな変更はないものの、量の見込みは大幅な増となっています。

本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き6か所のクラブを運営し、更に計画期間中にクラブを新設し必要な事業量の確保を図ります。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み (①)	418人	419人	398人	399人	390人
1～3年生	282人	283人	269人	269人	264人
4～6年生	136人	136人	129人	130人	126人
確保方策 (②)	300人	350人	400人	400人	400人
設置数	6か所	7か所	8か所	8か所	8か所
定員数	300人	350人	400人	400人	400人
(②-①)	-118人	-69人	0人	1人	10人

(10) 時間外保育事業

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業
------	---

■現状

町内4か所の保育所において、事業を実施しています。

■量の見込みと確保方策

引き続き4か所の保育所における時間外保育事業の実施体制の確保を図り、利用者のニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	103	101	103	100	101
確保方策					
実利用者数	103	101	103	100	101
実施か所数	4	4	4	4	4

(11) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業））

事業概要	<p>○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者が迎えに来るまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業</p> <p>○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業</p>
------	---

■現状

本町では病児保育事業は未実施となっており、病児・緊急対応強化事業としてファミリー・サポート・センターにおいて対応しています。

■量の見込みと確保方策

引き続き、ファミリー・サポート・センター事業において事業量の確保を図ります。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み (①)	1,297 人日	1,269 人日	1,295 人日	1,259 人日	1,278 人日
確保方策 (②)	1,297 人日	1,269 人日	1,295 人日	1,259 人日	1,278 人日
病児保育事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	1,297 人日	1,269 人日	1,295 人日	1,259 人日	1,278 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
------	--

■現状

本事業は子ども・子育て支援新制度における新規事業であり、現行制度において該当する事業はありません。

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
------	---

■現状

本事業は子ども・子育て支援新制度における新規事業であり、現行制度において該当する事業はありません。

■量の見込みと確保方策

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 要保護児童等の支援に資する事業

事業概要	地域における児童虐待防止に関するネットワークとして、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待未然防止・重症化防止の具体策について、関係機関、関係団体による情報交換、情報共有により支援策の検討・実施・評価を行う事業
------	---

■現状

年に1回以上、要保護児童地域対策協議会を開催し、関係機関との連携強化を図るほか、状況に応じて随時個別ケース検討会議等を開催する等、関係機関と連携し、児童の安全確保に努めています。

■量の見込みと確保方策

個別ケース検討会議の随時開催により個々の状況に応じた適切な支援策の検討を実施していくとともに、ケース支援の状況把握・評価を定期的に行い、関係機関の連携のもと、適切なケース支援が継続されるよう努めます。

1 地域における子育て支援の充実

1-① 地域の子育て支援サービスの充実

子どもを安心して育てるためには、地域において専業主婦家庭や母子家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援の充実が必要です。子育てを取り巻く社会環境の変化により子育てのニーズが多様化しているなか、地域の現状及び住民のニーズを的確に把握し、対応することが重要です。

子どもを養育している家庭においては、経済的負担も重いものとなっており、「保育所（園）、幼稚園にかかる費用負担の軽減」や「教育や習い事にかかる費用負担の軽減」などの経済的支援が期待されています。また保護者自身の病気や出張、夜間・休日就業など、仕事上の都合による預かりなどを求める声も高くなっています。

そのため、子どもの幸せとすべての子育て家庭への支援を行う観点に立ち、保護者の考え方や置かれている状況が多様であることを踏まえて、地域社会の資源を最大限に活用した子育て支援サービスの充実を図ります。

経済的支援としては、保育料等の負担の軽減を図るとともに、小中学生及び幼稚園・保育園に入園中の3歳以上の児童に対して、新たに給食費無償化事業を実施します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
1	変更	児童手当支給事業	健康福祉課	中学校修了前の児童を養育する者を対象に手当を支給。児童1人当たり3歳未満1万5千円、3歳以上小学校修了前1万円ただし第3子以降1万5千円、中学生1万円。所得制限あり。
2	継続	出産祝金の支給	健康福祉課	第3子以降の出産に対し、その子1人に対し20万円を支給。
3	継続	保育園、幼稚園保育料の減免・軽減	健康福祉課 教育委員会	生活保護、母子(父子)家庭、身体障害者手帳・養育手帳の交付を受けた者。
4	継続	教育振興奨学資金の貸与	教育委員会	経済上の理由により就学が困難なものに対し、貸与。
5	継続	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業	健康づくり課	すべての乳児のいる家庭を訪問し、情報の提供、乳児・保護者・養育環境の把握、相談、助言など。
6	検討	家庭的保育事業	健康福祉課	家庭的保育者(保育士等)の居宅その他の場所において、保育を行う事業。
7	新規	ファミリーサポートセンター事業	健康福祉課	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、保育園への送迎、一時的な預かりなどの相互援助活動。病児・病後児など緊急サポートも対応。

(1-① 続き)

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
8	新規	給食費無償化事業	教育委員会 健康福祉課	小中学生及び幼稚園・保育園に入園中の3歳以上の児童の給食費を補助・減免により無償化。

1-② 保育園等の保育サービスの充実

核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、多様な質・量両面の適切な保育サービスが求められています。

アンケート調査によると、就労していない母親の就労希望は6割にのぼっており、引き続き充実を図る必要があります。

サービス利用者である子どもの幸せと保護者の多様な就労形態や意向を踏まえて、子育て支援サービスの充実を図ります。就労中または就労を希望している保護者の多様なニーズに応え、通常保育の拡充とともに、多様な保育サービスの充実、検討を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
9	継続	通常保育事業	健康福祉課	保育所(園)における通常保育の実施。
10	継続	低年齢児保育事業	健康福祉課	0～1歳児までを対象とした保育の実施。
11	継続	延長保育事業	健康福祉課	通常の保育時間を超えて保育時間の延長を実施。
12	継続	障害児保育事業	健康福祉課	障害児保育の実施。
13	継続	保育所地域活動事業	健康福祉課	保育所で地域とのふれあい活動(保育参加事業、地域の人材活用事業、小学校との連携強化事業)。
14	継続	広域保育の推進	健康福祉課	保育サービスの充実による管外委託の推進。
15	継続	一時保育事業	健康福祉課	保護者の疾病等による一時的保育の実施。
16	継続	地域子育て支援拠点事業	健康福祉課	地域の子育て家庭に対する育児支援の実施。
17	継続	自治体認証保育所(家庭保育室)支援事業	健康福祉課	通常保育、低年齢児・延長・障害児・一時・広域保育の推進、地域活動、園庭開放、園舎見学・体験入学。
18	継続	放課後児童クラブ	健康福祉課	放課後児童対策として児童クラブの整備推進。
19	継続	園庭開放の実施	健康福祉課 教育委員会	保育園・幼稚園の園庭開放。
20	継続	未就園児の園舎見学・体験入園	健康福祉課 教育委員会	入園児童に対しての園舎見学や体験入園。
21	検討	病児・病後児保育事業	健康福祉課	保育所、診療所等において、病児・病後児を保育。

1-③ 保育所待機児童の解消

全国的には少子化が進行していますが、本町においては、土地区画整理事業の開発により住宅の建設が進行中で転入者も多く、就学前児童人口の増加が見込まれます。これまで「待機児童ゼロ」はほぼ達成されていますが、就業を希望する母親も多く、引き続き「待機児童ゼロ」の取組が課題です。

4つの認可保育園と1つの自治体認証保育所（家庭保育室）と連携し、「待機児童ゼロ」の継続を目指します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
22	継続	保育所施設整備事業	健康福祉課	民間保育所施設の整備支援。

1-④ 子育て支援のネットワークの充実

子育てに関する悩みや不安を話すことができる場や情報を得る機会が増えるように、子育てサークル活動などを支援します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
23	継続	子育てサークルの充実	教育委員会	自主グループの場の提供など。

1-⑤ 児童の自立支援

出生率の低下等で兄弟姉妹が少なくなっている子どもたちには、子ども同士の触れ合いを通し、豊かな情操を養うとともに、自立に向けて子どもたちが自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる「子どもの居場所づくり」が必要です。

また、性や暴力などの有害情報があふれ、インターネットでのいじめや非行など、子どもへの悪影響が心配されています。

遊びを始め、子ども同士で同じ場で同じ目的で活動することは、子どもたちにとって大きな楽しみであるとともに、仲間意識を育み社会性を身につけ、大人に成長していくための基礎となる重要なものです。

子どもたちに、そのような活動の場と機会の提供とともに、子どもを取り巻く有害環境対策の推進を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
24	継続	子どもの利用する施設の整備	健康福祉課 教育委員会	乳幼児の親子のふれあいの場(児童館)、小学校の交流体験活動など家庭教育の支援や子どもたちの健全育成施設の整備。
25	継続	スポーツ少年団の育成	教育委員会	日本スポーツ少年団の理念に基づき、スポーツによる青少年の健全育成を図る。
26	継続	青少年健全育成活動	健康福祉課 教育委員会	青少年の健全育成の支援。
27	継続	青少年を取り巻く環境浄化活動	健康福祉課	青少年の健全な環境づくりに向けて、各種団体とともに有害情報対策や啓発を推進。

2 母と子の健康の確保と増進

2-① 子どもや母親の健康の確保

子どもの心身の健全な成長とともに、母親も妊娠、出産や子育てを通して人間として成長し、親子が健康を基本にすえて豊かな人生を送れるような環境づくりが必要です。

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期は、子どもの人生の始まりとして重要ですし、母親には人生の大事業の時期と言えます。この期間を通じて母子の健康を確保するとともに、十分な知識を得るための機会を提供します。

また、親の育児不安やストレスの解消を図るために、親子のかかわり方を学ぶ場や交流・情報交換の機会を提供します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
28	継続	健康教育	健康づくり課	妊婦や乳幼児の保護者を対象に出産・育児についての正しい知識の普及。防煙教育など。
29	継続	健康相談	健康づくり課	出産や育児、健康上不安を持つ町民を対象に相談活動や訪問指導等の実施。
30	継続	健康診査	健康づくり課	乳幼児の発達段階に応じ、医師の協力のもと各種健康診断を実施。
31	継続	育児支援	健康づくり課	育児不安を持つ保護者へ関わり方への助言悩みをわかち合える場の提供。
32	継続	愛育班活動の充実	健康づくり課	声かけ運動、保健事業への協力、あそびの広場運営など。
33	継続	民生委員・児童委員(主任児童委員)活動	健康福祉課	児童委員(主任児童委員)配置による地域の子育て、健全育成等の指導、援助の実施。
34	継続	家庭児童相談事業	健康福祉課	家庭児童福祉の向上を図るための相談指導援助の実施。
35	継続	乳幼児健全育成相談事業	健康福祉課	子育て全般の悩み等の相談を子育てのノウハウを持つ保育所(園)での実施。

2-② 「食育」の推進

生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事は重要であり、食は人間形成と家族の関係づくりの基本でもあることから、望ましい食習慣を身に付けていくことが大切です。

中高生の朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせを防ぐためにも、幼児期からの正しい食事の取り方の定着が課題です。

食べることは、生きる活力の源であり、人生の楽しみでもあります。乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図るため、食に関する学習の機会や情報の提供に取組みます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
36	継続	妊娠期からの食育 (パパママ教室実施)	健康づくり課	パパママ教室実施。
37	継続	各乳幼児健診で個別・集団指導	健康づくり課	4か月・10か月・1歳6か月・2歳健診で集団・個別指導。
38	継続	離乳食教室	健康づくり課 健康福祉課	離乳食の試食と作り方指導。 保健センター(健康づくり課)・子育て支援センター(健康福祉課)で実施。
39	継続	親子ふれあいクッキング	教育委員会 健康福祉課	親子手づくりおやつ教室。 公民館(教育委員会)・保育園・子育て支援センター(健康福祉課)で実施。
40	継続	食育実習・教室	教育委員会	保育園・幼稚園・小中学校で実施。
41	継続	ふれあい弁当の実施	教育委員会	幼稚園・小中学校で月1回(6月～10月を除く)実施。
42	継続	早寝早起き朝ごはん運動の推進	健康福祉課 教育委員会	保護者と連携し、保育園・学校などで早寝早起き朝ごはんの推進。

2-③ 思春期保健対策の充実

思春期における性感染症や妊娠中絶、喫煙・飲酒や薬物の使用は、将来父となり母となり、更には、中高年に至るまで影響することから、思春期に正しい知識を身につけることが必要です。

性教育や喫煙・飲酒、薬物に関する正しい知識の普及を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
43	継続	性や性感染予防に関する教育	教育委員会	産婦人科医・助産師による思春期講演会の実施。
44	継続	喫煙、飲酒、薬物等に関する教育	教育委員会	専門家による学校訪問講演会の開催。

2-④ 小児医療の充実

子どもが急に具合が悪くなった場合など、医療機関が唯一の拠り所ですが、全国的に小児科の医療機関は減少ないし縮小の傾向にあります。

また、経済・雇用環境の悪化に伴い、国民健康保険証のない子どもが全国で3万人を越えるなど、子どもの医療費の軽減が求められています。

安心して子どもを医療機関に診せられる体制づくりを、重要な子育てサービスとして位置づけ、子どもの医療費の負担を軽くすることから取組みます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
45	変更	こども医療費支給事業	健康福祉課	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者の全診療に対し、医療費を支給。協定医療機関であれば窓口での一部負担なし。

3 子どもの健やかな成長に向けた教育環境の整備

3-① 次代の親の育成

男女の職場・居住地の地域的偏り、不安定な就業状況、長時間労働、男女の結婚・出産退職の慣行、子育て不安、価値観の多様化など、若者が結婚・出産・子育てできる環境が損なわれています。

本町の未婚率は、30歳前半で男性41.3%、女性26.0%、30歳後半で31.3%、14.1%、40歳後半で26.3%、11.5%にのぼるなど、少子化に大きな影響を及ぼしています。

若者の安定的な就労や交流・交際・結婚を支援するとともに、結婚・子育てに対して肯定的・積極的な気持ちを育む教育・広報・啓発を推進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
47	継続	若者の就業安定化支援事業	産業振興課	企業の行動計画作成促進、職業意識の啓発やキャリア教育などの支援。
48	検討	若者の交流・交際・結婚応援事業	産業振興課	企業や関係団体と連携した若者の様々なグループ活動やイベントなどの支援。
49	継続	乳幼児とのふれあい体験学習	健康福祉課 教育委員会	保育園や子育てグループと学校の連携による乳幼児とのふれあい体験学習。

3-② 生きる力を育む学校教育環境等の整備

情報化が進み、教育環境の整備が進む一方、家庭や地域の教育力の低下、子どもたちの体力やコミュニケーション能力、生活力の低下、学ぶ意欲の低下、いじめや不登校など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変わってきています。

子どもたちの成長のためには、幼稚園、小学校などの教育環境の役割が非常に重要であり、保護者・地域の支援のもとに学校の教育環境の整備が求められます。

次代の担い手である子どもが、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育み、すくすくと個性豊かに成長し現代社会の中で主体的に生きていくことができるように、幼稚園や学校の取組みを推進します。

子どもたちの自ら学ぶ姿勢や共同の活動への意欲に応えられるように、外部人材の活用など学校の活性化を図る取組みを行います。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
50	継続	外部の人材活用部活動の実施	教育委員会	専門家、経験者による部活動の指導。
51	継続	小中学校合同遠足	教育委員会	特別支援学級の児童生徒の合同遠足(菅谷班)。
52	継続	3day チャレンジ事業	教育委員会	町内の事業所での社会体験活動。
53	継続	ボランティア育成講座	教育委員会	中学生を対象にしたボランティア活動の場の提供と育成。

3-③ 家庭や地域の教育力の向上

子どもたちが初めて出会う社会は、家族です。人生における人格形成の最初の場である家庭は、子どもたちが生活していくための知識や技術、共同性や社会の規範を学ぶ重要な場です。そして、子どもたちを取り巻く地域社会は、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼしています。

ところが、この家庭や地域社会が、大きく変わってきています。家庭では、核家族化が進み、離婚件数の増加や父親不在の状態、育児・教育方針の相違などにより、子育てに孤立感を感じ、不安や悩みを抱えている保護者も少なくありません。そして、地域のコミュニティが形成されないことや共同社会意識が希薄化していく中で、子どもと近隣との交流が少なくなることが懸念されます。

子どもたちが、家庭では安らぎとともに人間形成の基礎を身につけ、地域社会とのかかわりを通じて豊かな人間関係を形成し、地域文化や地域社会に対する関心を高めながら成長することができるように、家庭や地域社会の教育力の向上を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
54	継続	家庭教育学級の開催	教育委員会	就学児保護者・青少年を持つ保護者、妊婦を対象に実施。
55	検討	家庭教育手帳の配布	教育委員会	家庭教育手帳を該当者に配布。
56	継続	図書館事業の実施	教育委員会	おはなし会、七夕まつり、図書館まつり、クリスマス会等の実施。
57	継続	公民館事業の実施	教育委員会	こどもまつり、郷土カルタ会等の実施。
58	新規	子育て支援センター事業の実施	健康福祉課	子育ての専門家による講演会を子育て支援センターで実施。

4 子育てを支援する生活環境の整備

4-① 良好な住宅・居住環境の確保

アンケート調査における子育ての環境や支援に関する意見では、子どもが安全に遊べる公園の整備や安心して過ごせる居場所の充実などが多くあげられています。

住宅は、子どもが健やかに育つための重要な生活基盤です。子育てのための良質な住宅を確保できるような支援を図ります。

遊ぶことは子どもたちにとって大きな楽しみであり、心身の成長につながり、遊びを通して仲間意識を培い、社会性を身につけ豊かな情操を養う大切なものです。子どもたちが安心して自由に遊ぶことができ、安全に過ごすことのできる場の提供を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
59	維持	住宅対策	建設課	子育て家庭が、ゆとりある居住環境を確保できるよう、県営住宅の情報提供(所得の条件あり)。
60	変更	公園遊具等の維持管理事業	建設課	子どもが安心して遊べるよう、公園内の遊具の維持管理を実施する。

4-② 安全な道路・交通環境の整備

アンケート調査によると、登下校時の交通事故の不安や通学路の整備等の意見があげられています。

子どもや子ども連れの保護者がより安全に通行できるように、バリアフリーの道路・交通環境の整備を図るとともに、子どもたちを交通事故から守るための道路整備を促進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
61	維持	バリアフリー歩道の整備	建設課	子どもや親子連れが安心して移動できるような歩道等の整備。

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

5-① 仕事と生活の調和に向けた働き方の見直し

アンケート調査によると、「共働き家庭（父母共にフルタイム就労）」と「準共働き家庭」を合わせると5割近くを占め、出産前後（前後それぞれ1年以内）に母親が「離職した」のは5割を超えており、就労していない母親の就労希望は6割を超えています。

働きながら男女が平等に子育てを行えるように、職業生活と家庭生活のバランスがとれた多様な働き方の実現が求められています。

多様な働き方、特に仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれた働き方の実現を図るため、職場や事業主に対して男女雇用均等の機会や待遇が確保されるよう、様々な広報手段を活用して情報提供し意識改革に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
62	継続	男女共同参画意識の普及	総務政策課	男女の枠にとらわれず仕事と生活の調和を実現するための意識啓発の推進及び育児・介護の支援のための情報提供。
63	継続	仕事と家庭の両立支援の広報、啓発	産業振興課	町商工会を通じて、企業等への子育てしやすい職場づくりの周知・啓発。

5-② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

今回のアンケート調査では、共働き家庭は5割弱にのぼり、この1年間に子どもが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったり、休んだことが「あった」は3割強にのぼります。また、残業や土日・休日就業が増えています。

多様な働き方に対応した、仕事と子育ての両立ができる保育サービスの充実が課題です。

広域的に関係団体・保育園・医療機関と連携を図りながら、多様な働き方に対応した保育サービスの充実を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
21 再掲	検討	病児・病後児保育事業	健康福祉課	保育所、診療所等において、病児・病後児を保育。
7 再掲	新規	ファミリーサポートセンター事業	健康福祉課	子育ての援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、保育園への送迎、一時的な預かりなどの相互援助活動。病児・病後児など緊急サポートも対応。

6 子ども等の安全の確保

6-① 乳幼児の不慮の事故防止の取組

厚生労働省の「平成 25 年人口動態統計」によると、0歳を除く子どもの死因の上位に「不慮の事故」があり、長年にわたりこの傾向は変わっていません。

子どもを不慮の事故から守るため、情報発信と啓発活動に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
64	継続	乳幼児の事故防止の啓発活動	健康福祉課	各保育施設に対し、送迎時等における事故防止の啓発。

6-② 子どもの交通安全確保

埼玉県における近年の交通事故数、負傷者数は減少傾向にあり、平成 25 年中の人身事故件数は約 3.3 万件で平成 6 年以降最少、負傷者は約 4.1 万人で平成 5 年以降最少となっています。

地域全体で子どもを交通事故から守るために、他市町村の成功事例に学び、関係機関やボランティア組織等との連携を強化し、その活動の支援を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
65	継続	登校指導(学校職員・PTA役員)	教育委員会	学校職員及び PTA 地区役員による定期的な危険箇所での登校指導。
66	継続	交通指導員による交通安全対策	総務政策課	交通指導員による通学時の交通指導及び安全の確保。

6-③ 子どもを犯罪等から守るための環境整備と活動

子どもを対象とした凄惨な犯罪は、保護者にとって、子どもの行動に目が行き届かないことへの不安や心配を増大させる要因となっています。そのため、交通事故等の心配とあわせて、子どもたちを外でのびのびと遊ばせにくい状況になっています。

子どもたちに、犯罪から身を守る知識や経験を教えるとともに、安全・安心な地域社会づくりが求められます。

子どもたちが自ら犯罪から身を守る学習（エンパワーメント）の機会を設けるとともに、学校や自治会、ボランティア組織、事業者などと連携し、地域の多くの大人が子どもを見守る活動を促進します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
67	継続	防犯パトロール	教育委員会	小学校 PTA で下校時に実施。
68	継続	こども 110 番の家	教育委員会	登下校における児童・生徒の安全を確保。
69	継続	通学ボランティア活動	教育委員会	ボランティアによる登下校時の防犯活動。

(6-③ 続き)

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
70	継続	犯罪から子ども自身が身を守る学習活動	健康福祉課 教育委員会	ボランティアや関係機関と連携した、子ども自身が犯罪から身を守る学習活動。

6-④ 被害にあった子どもの保護

子どもは、大人などの暴力に対して心身ともに極めて弱い立場にあります。特に、卑劣な犯罪などの被害を受けた場合の心の傷は大きく深く、後々まで悪い影響を与えます。予防措置が第一ですが、犯罪などの被害にあった子どもを保護し、安全を保証するとともに、専門的なケアが必要です。

適切な機関に窓口を設け、被害にあった子どもの保護に努めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
71	継続	被害にあった子ども の一時保護	健康福祉課 健康づくり課 教育委員会	児童虐待を受けた児童等の県の児童養護施設等へ一時的な保護。
72	継続	DVIにおける児童の 保護	健康福祉課 健康づくり課 総務政策課 教育委員会	関係機関との連携による予防、発見、被害者(児)の支援、児童養護施設等へ保護。

6-⑤ 子どもの権利擁護

子どもは、保護されるだけでなく、権利を尊重されるとともに、最善の利益や意見表明などを保障される必要があります。また、子どもは社会的に自立していない存在であり、人間的にも成長途上であるため、庇護や養育などを受けますが、大人への隷属的な従順を強いることになってはいけません。

子どもの人権が尊重される社会をつくるため、「子どもの権利」について、大人も子どもも学び理解し合う啓発活動に取り組めます。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
73	継続	子どもの権利に関する啓発	健康福祉課 教育委員会	講演会や各種啓発資料等を通して、「子どもの権利条約」の理念を踏まえた啓発活動の推進。

7 要保護児童への対応

7-① 児童虐待防止対策の充実

現在、増加・深刻化している児童虐待は、時として尊い命が奪われる危険性を伴い、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えていると言われています。また、虐待を受けた子どもの過半数が乳幼児であるとされています。

児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、家庭の経済状態、地域における家庭の孤立化や子育て機能の低下などが複雑に関与していることが考えられます。

子どもへの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護など総合的な支援を図れるよう、地域の関係機関・団体の代表者で構成される児童虐待防止ネットワーク会議を中心に、各関係機関等との連携を一層強化することにより、地域全体が一体となって児童虐待防止に努めます。

また、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
74	継続	児童虐待相談	健康福祉課	児童虐待の通報等による相談対応。
75	継続	要保護児童対策地域協議会の充実	健康福祉課 健康づくり課 教育委員会	児童相談所をはじめ、保健センター、家庭児童相談室、庁内関係部局、主任児童委員等の連携を強化し、児童虐待の啓発、予防、早期発見・早期対応。

7-② ひとり親家庭の自立支援

離婚等の増加に伴い、母子・父子家庭などのひとり親家庭が増加しており、平成 22 年の 6 歳未満の子どもがいる世帯のうち、ひとり親世帯は 2.8%で、18 歳未満の子どもがいる世帯では 5.6%です。これらの家庭は、経済的・精神的に負担が大きく、社会的にも不安定な状況に置かれており、総合的な支援が求められます。

ひとり親家庭が安心して暮らせるよう、また、それぞれの家庭が自立した生活を営めるよう、経済的支援を積極的に実施するとともに、総合的な施策の適切な実施を図ります。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
76	継続	児童扶養手当支給事業	健康福祉課	父母の離婚等により、児童を養育(監護)している母子家庭等に手当を支給。
77	継続	ひとり親家庭等医療費支給事業	健康福祉課	満 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を持つ母子(父子)家庭等に医療費を支給。

7-③ 障害児施策の充実

障害のある子どもへのサポートは、「障害のある人もない人も共に社会生活を営む」というノーマライゼーションの理念に基づいて進めていかなければなりません。

障害のある子どもが地域で生き生きと生活できるよう、障害のない子どもとともに成長できるよう、社会全体が障害児やその親を温かく見守る環境づくりを進めることが課題です。

障害のある子どもの健全な発達の支援と身近な地域での安心した生活を実現するため、経済的支援を実施・継続します。

No.	事業区分	事業名	担当課	事業内容
78	継続	特別児童扶養手当支給事業	健康福祉課	精神又は身体に一定の障害がある 20 歳未満の子どもを育てている方に支給。
79	継続	障害児福祉手当支給事業	健康福祉課	20 歳未満で、精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時介護を必要とする方に手当てを支給。
80	継続	在宅重度障害者手当支給事業	健康福祉課	在宅の心身障害児を看護(介護)する保護者等に手当を支給。

1 推進体制の充実

(1) 計画の総合的な推進

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、健康福祉課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

(2) 協働の支援体制づくり

町民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりを持つとともに、地域社会全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する支援体制づくりを推進します。

◎行政の役割◎

子ども・子育て支援について広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

◎地域の役割◎

子どもの見守りや、様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO 活動などへの参加の拡大を図ります。

◎家庭の役割◎

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間として尊重し、子育てを男女が協働して行います。

(3) 計画の評価

毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価します。

また、計画年度において、社会情勢等を考慮した上で、最新の資料・情報に基づき事業の点検と評価を行います。

2 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

保護者が働いているか否かにかかわらず、就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及する国の方針に基づき、地域の実情に応じて整備を検討することとします。

なお、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども園への移行を検討する必要があります。

また、新たな教育・保育事業者の参入にあたっては、認定こども園としての整備意向を踏まえ、教育・保育の一体的な提供と体制の確保を図ります。

(2) 施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者等の連携

質の高い教育・保育の提供や、地域子ども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、施設、事業者等が連携・協力し、幼児期から学齢期まで切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うとともに、利用者支援事業等による情報提供及び相談体制の充実を図ります。

②幼稚園、保育所、小学校、放課後児童クラブ等の連携

乳幼児期の発達には連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなることから、公立・私立、幼稚園・保育所といった枠組みを越えた合同研修の実施など、質の高い教育・保育の提供に向けた取り組みを推進します。

滑川町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく滑川町における子ども・子育て支援の推進に関する基本的な事項を一体的に定める計画（以下「子ども・子育て支援事業計画」という。）を策定するため、滑川町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項
- (2) 子ども・子育てに係るニーズや現状の把握に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 学校教育関係者の代表者
- (4) 関係行政機関の代表者
- (5) 一般公募により選出された者
- (6) その他町長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、子ども・子育て支援事業計画の策定が終了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、これを開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

滑川町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

No.	構成団体等	氏名
1	議会文教厚生常任委員会	大山 尚美
2	滑川町副町長	柳 克実
3	滑川町教育委員会教育長	小澤 正司
4	民生児童委員協議会（民生委員）	大塚 秀夫
5	民生児童委員協議会（主任児童委員）	鈴木 由紀子
6	滑川町立小・中学校長会	野口 紀子
7	滑川町PTA連合会	武藤 具成
8	滑川町愛育班	井上 奈保子
9	滑川町学童保育運営協議会	吉野 さつき
10	社会福祉法人育成舎 ハルム保育園	矢尾 千比呂
11	社会福祉法人さとう会 つきのわ保育園	佐藤 摩弥
12	社会福祉法人白い馬会 白い馬保育園	岡久 博
13	滑川町立滑川幼稚園長	吉野 孝子
14	滑川町健康づくり課保健師	江森 美穂
15	(公募)	千葉 美佐江
16	(公募)	武井 菜津美

滑川町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発行 滑川町

編集 滑川町 健康福祉課

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

Tel 0493-56-2211 (代表)

町ホームページ <http://www.town.namegawa.saitama.jp/>